

改正後				現行			
さかの稼げる水田農業推進事業費補助金交付要綱				さかの稼げる水田農業推進事業費補助金交付要綱			
令和5年 3月31日 園農第2794号 改正 令和7年 4月 1日 園農第29号 改正 令和8年 4月 1日 園農第22号				令和5年 3月31日 園農第2794号 改正 令和7年 4月 1日 園農第29号			
第1～7条 【略】				第1～7条 【略】			
附 則 この要綱は、令和5年度分の補助金から施行する。				附 則 この要綱は、令和5年度分の補助金から施行する。			
附 則 この要綱は、令和7年度分の補助金から施行する。				附 則 この要綱は、令和7年度分の補助金から施行する。			
<u>附 則</u> この要綱は、令和8年度分の補助金から施行する。							
別表1				別表1			
事業種目	対象経費	補助率	重要な変更	事業種目	対象経費	補助率	重要な変更
1 低コスト・高品質化条件整備事業費	集落営農法人、農地所有適格法人、集落営農組織、認定農業者、集落営農法人を基本とする団体、及び農業者の組織する団体等が要領別表1の事業種目欄の1の低コスト・高品質化条件整備事業の事業内容欄に掲げる機械・施設の整備を行う事業に要する経費に対し、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	対象経費の10/13以内又は間接補助事業費の1/3以内のいずれか低い額。 ただし、要領別表1の事業内容欄の4の農作業受託型及び広域組織型の場合、対象経費の5/6以内又は間接補助事業費の1/2以内のいずれか低い額。 ※「さかの稼げる水田農業推進事業対象農業機械・施設の標準事業費」に定めのある場合には、規定する上限補助額の範囲内で補助金を交付するものとする。	1 対象経費の30%を超える増減 2 事業実施主体の変更 3 事業種目の欄に掲げる1及び2の経費の相互間の流用	1 低コスト・高品質化条件整備事業費	集落営農法人、農地所有適格法人、集落営農組織、認定農業者、集落営農法人を基本とする団体、及び農業者の組織する団体等が要領別表1の事業種目欄の1の低コスト・高品質化条件整備事業の事業内容欄に掲げる機械・施設の整備を行う事業に要する経費に対し、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	対象経費の10/13以内又は間接補助事業費の1/3以内のいずれか低い額。 ただし、要領別表1の事業内容欄の4の農作業受託型及び広域組織型の場合、対象経費の5/6以内又は間接補助事業費の1/2以内のいずれか低い額。 ※「さかの稼げる水田農業推進事業対象農業機械・施設の標準事業費」に定めのある場合には、規定する上限補助額の範囲内で補助金を交付するものとする。	1 対象経費の30%を超える増減 2 事業実施主体の変更 3 事業種目の欄に掲げる1及び2の経費の相互間の流用

改正後					現行				
2	売れる米・麦・大豆づくり推進事業費	農業者の組織する団体及び農業協同組合が要領別表 1 の事業種目欄の 2 の売れる米・麦・大豆づくり推進事業の事業内容欄に掲げる事業に要する経費に対し、市町が補助する場合における当該補助に要する経費、又は、農業者の組織する団体及び農業協同組合が要領別表 1 の事業種目欄の 2 の売れる米・麦・大豆づくり推進事業の事業内容欄に掲げる事業に要する経費	<u>（１）推進事業</u> 間接補助事業費の 1/2 以内。 ただし、県が直接補助する場合は、補助事業費の 1/2 以内。 <u>（２）新品種導入支援事業</u> <u>酒米新品種の現地試験栽培の実施面積に 対 し て 10/10（20,000 円/10a）。</u>		2	売れる米・麦・大豆づくり推進事業費	農業者の組織する団体及び農業協同組合が要領別表 1 の事業種目欄の 2 の売れる米・麦・大豆づくり推進事業の事業内容欄に掲げる事業に要する経費に対し、市町が補助する場合における当該補助に要する経費、又は、農業者の組織する団体及び農業協同組合が要領別表 1 の事業種目欄の 2 の売れる米・麦・大豆づくり推進事業の事業内容欄に掲げる事業に要する経費	間接補助事業費の 1/2 以内。 ただし、県が直接補助する場合は、補助事業費の 1/2 以内。	

（注）補助金の算定にあたっては、いずれの場合においても千円未満の額は切り捨てるものとする。

別表 2 【略】

別表 2 【略】

改正後

(別紙 1－1：低コスト・高品質化条件整備事業の様式)

令和 年度さかの稼げる水田農業推進事業（低コスト・高品質化条件整備事業）実施計画（実績）

タイプ名	事業実施主体名 （代表者名）	導入機械・施設 の受益面積		事業内容	能力等	事業量	事業費	標準事業費	補助 率	補助事業に要 する経費 (A) ＋ (B) または (A) ＋ (C)	負担区分			担い手 の有無	備考
		作物名	面積								県費 (A)	市町費 (B)	その他 (C)		
			ha				円	円		円	円	円			
	1 事業実施主体で1つの機械・施設を導入する場合														
	事業実施主体計														
	うち消費税額														
							(うち消費税額)								
	1 事業実施主体で複数の機械・施設を導入する場合						(うち消費税額)								
	事業実施主体計														
	うち消費税額														
	合計														

(注 1)「タイプ名」の欄には、「超省力・低コスト化タイプ」、「環境保全タイプ」、「888 推進タイプ」、「中山間地域等担い手育成タイプ」のいずれかを記入すること。

(注 2)「事業内容」の欄には、機械・施設名を記入すること。

(注 3)「標準事業費」の欄には、「さかの稼げる水田農業推進事業対象農業機械・施設の標準事業費」に定めのある場合にのみ記入すること。

(注 4)「補助率」の欄には、別表 1 の「補助率」欄に定める「間接補助事業費の 1/3 以内」に該当する場合は「1/3」、「間接補助事業費の 1/2 以内」に該当する場合は「1/2」と記入すること。

(注 5)「負担区分」の欄には、機械・施設ごとに記入すること。

(注 6)「補助事業に要する経費」の欄には、県が事業実施主体へ直接補助する場合には、(A) ＋ (C) を記入すること。

(注 7)「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円（県費相当額）」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は、「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注 8) 事業実績の場合は、「備考」の欄に、市町から事業実施主体への補助金の支払日を記入すること。

(注 9) 事業実績の場合は、交付決定された経費の配分に変更があった部分を二段書きとし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。ただし、第 4 条（2）に規定する変更に応当しないものに限る。

現行

(別紙 1－1：低コスト・高品質化条件整備事業の様式)

令和 年度さかの稼げる水田農業推進事業（低コスト・高品質化条件整備事業）実施計画（実績）

タイプ名	事業実施主体名 （代表者名）	導入機械・施設 の受益面積		事業内容	能力等	事業量	事業費	標準事業費	補助 率	補助事業に要 する経費 (A) ＋ (B) または (A) ＋ (C)	負担区分			担い手 の有無	備考
		作物名	面積								県費 (A)	市町費 (B)	その他 (C)		
			ha				円	円		円	円	円			
	1 事業実施主体で1つの機械・施設を導入する場合														
	事業実施主体計														
	うち消費税額														
							(うち消費税額)								
	1 事業実施主体で複数の機械・施設を導入する場合						(うち消費税額)								
	事業実施主体計														
	うち消費税額														
	合計														

(注 1)「タイプ名」の欄には、「超省力・低コスト化タイプ」、「環境保全タイプ」、「888 推進タイプ」、「中山間地域等担い手育成タイプ」のいずれかを記入すること。

(注 2)「事業内容」の欄には、機械・施設名を記入すること。

(注 3)「標準事業費」の欄には、「さかの稼げる水田農業推進事業対象農業機械・施設の標準事業費」に定めのある場合にのみ記入すること。

(注 4)「補助率」の欄には、別表 1 の「補助率」欄に定める「間接補助事業費の 1/3 以内」に該当する場合は「1/3」、「間接補助事業費の 1/2 以内」に該当する場合は「1/2」と記入すること。

(注 5)「負担区分」の欄には、機械・施設ごとに記入すること。

(注 6)「補助事業に要する経費」の欄には、県が事業実施主体へ直接補助する場合には、(A) ＋ (C) を記入すること。

(注 7)「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円（県費相当額）」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は、「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注 8) 事業実績の場合は、「備考」の欄に、市町から事業実施主体への補助金の支払日を記入すること。

(注 9) 事業実績の場合は、交付決定された経費の配分に変更があった部分を二段書きとし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。ただし、第 4 条（2）に規定する変更に応当しないものに限る。

さがの稼げる水田農業推進事業費補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

改正後

(別紙 1 - 2 : 売れる米・麦・大豆づくり推進事業の様式)

令和 年度さがの稼げる水田農業推進事業（売れる米・麦・大豆づくり推進事業）実施計画（実績）

事業実施主体名 (代表者名)	対象作物名等			事業内容	事業費	補助事業に 要する経費 (A) + (B) または (A) + (C)	負担区分			備 考
	作物名	品種名	目標面積 (又は試 験実施面 積)...				県費 (A)	市町費 (B)	その他 (C)	
			ha		円	円	円	円	円	
事業実施主体計										
	うち消費税額									
事業実施主体計										
	うち消費税額									
事業実施主体計										
	うち消費税額									
合計										

(注1) 「補助事業に要する経費」の欄には、県が事業実施主体へ直接補助する場合には、(A) + (C) を記入すること。

(注2) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円(県費相当額)」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は、「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注3) 事業実績の場合は、「備考」の欄に、市町から事業実施主体への補助金の支払日を記入すること。ただし、県から直接事業実施主体へ補助する場合は、記入の必要はない。

(注4) 事業実績の場合は、事業費が確認できる書類（納品書、請求書、領収書の写し等）を添付すること。

(注5) 事業実績の場合は、交付決定された経費の配分に変更があった部分を二段書きとし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。
ただし、第4条(2)に規定する変更に該当しないものに限る。

(注6) 「事業内容」の欄には、推進事業の場合は、具体的な取組内容を記入し、新品種導入支援事業の場合は、「酒米新品種の現地試験栽培」と記入すること。

現行

(別紙 1 - 2 : 売れる米・麦・大豆づくり推進事業の様式)

令和 年度さがの稼げる水田農業推進事業（売れる米・麦・大豆づくり推進事業）実施計画（実績）

事業実施主体名 (代表者名)	対象作物名等			事業内容	事業費	補助事業に要 する経費 (A) + (B) または (A) + (C)	負担区分			備 考
	作物名	品 種 名	目 標 面 積				県 費 (A)	市町費 (B)	その他 (C)	
			ha		円	円	円	円	円	
事業実施主体計										
うち消費税額										
事業実施主体計										
うち消費税額										
事業実施主体計										
うち消費税額										
合計										

(注1) 「補助事業に要する経費」の欄には、県が事業実施主体へ直接補助する場合には、(A) + (C)を記入すること。

(注2) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円（県費相当額）」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は、「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注3) 事業実績の場合は、「備考」の欄に、市町から事業実施主体への補助金の支払日を記入すること。ただし、県から直接事業実施主体へ補助する場合は、記入の必要はない。

(注4) 事業実績の場合は、事業費が確認できる書類（納品書、請求書、領収書の写し等）を添付すること。

(注5) 事業実績の場合は、交付決定された経費の配分に変更があった部分を二段書きとし、変更前を()書きで上段に記載すること。
ただし、第4条(2)に規定する変更に該当しないものに限る。

さかの稼げる水田農業推進事業費補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

改正後	現行
様式第 4 号 番号 年 月 日 佐賀県知事 様 申請者住所 氏名 令和 年度さかの稼げる水田農業推進事業費補助金交付請求書 令和 年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった令和 年度さかの稼げる水田農業推進事業費補助金について、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及びさかの稼げる水田農業推進事業費補助金交付要綱の規定により請求します。 記 請 求 額 金 円 内訳 確 定 額 金 円 交 付 済 額 金 円 今回請求額 金 円 残 額 金 円 振込先（事業実施主体から知事に直接請求する場合のみ記入） ・金融機関名（支店名） ・口座種類 ・口座番号 ・口座名（よみがな） （注 1）「精算払」で交付する場合の様式である。 （注 2）別紙 2－1 <u>又は</u>別紙 2－2「補助金請求一覧表」を添付すること。	様式第 4 号 番号 年 月 日 佐賀県知事 様 申請者住所 氏名 令和 年度さかの稼げる水田農業推進事業費補助金交付請求書 令和 年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった令和 年度さかの稼げる水田農業推進事業費補助金について、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及びさかの稼げる水田農業推進事業費補助金交付要綱の規定により請求します。 記 請 求 額 金 円 内訳 確 定 額 金 円 交 付 済 額 金 円 今回請求額 金 円 残 額 金 円 振込先（事業実施主体から知事に直接請求する場合のみ記入） ・金融機関名（支店名） ・口座種類 ・口座番号 ・口座名（よみがな） （注 1）「精算払」で交付する場合の様式である。 （注 2）別紙 2－1、別紙 2－2「補助金請求一覧表」を添付すること。

さかの稼げる水田農業推進事業費補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

改正後	現行
様式第 5 号 番号 年 月 日 佐賀県知事 様 申請者住所 氏名 令和 年度さかの稼げる水田農業推進事業費補助金交付請求書 令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった 令和 年度さかの稼げる水田農業推進事業費補助金のうち、下記金額を交付され るよう佐賀県補助金等交付規則及びさかの稼げる水田農業推進事業費補助金交付 要綱の規定により請求します。 記 請 求 額 金 円 内訳 交付決定額 金 円 交 付 済 額 金 円 今回請求額 金 円 残 額 金 円 振込先（事業実施主体から知事に直接請求する場合のみ記入） ・金融機関名（支店名） ・口座種類 ・口座番号 ・口座名（よみがな） （注 1）「概算払」で交付する場合の様式である。 （注 2）別紙 2－1 <u>又は</u>別紙 2－2「補助金請求一覧表」及び別紙 3「さかの 稼げる水田農業推進事業完了確認書」（低コスト・高品質化条件整備事業の場 合に限る）を添付すること。	様式第 5 号 番号 年 月 日 佐賀県知事 様 申請者住所 氏名 令和 年度さかの稼げる水田農業推進事業費補助金交付請求書 令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった 令和 年度さかの稼げる水田農業推進事業費補助金のうち、下記金額を交付され るよう佐賀県補助金等交付規則及びさかの稼げる水田農業推進事業費補助金交付 要綱の規定により請求します。 記 請 求 額 金 円 内訳 交付決定額 金 円 交 付 済 額 金 円 今回請求額 金 円 残 額 金 円 振込先（事業実施主体から知事に直接請求する場合のみ記入） ・金融機関名（支店名） ・口座種類 ・口座番号 ・口座名（よみがな） （注 1）「概算払」で交付する場合の様式である。 （注 2）別紙 2－1、別紙 2－2「補助金請求一覧表」及び別紙 3「さかの稼げる 水田農業推進事業完了確認書」（低コスト・高品質化条件整備事業の場合に限 る）を添付すること。